

高知医療・介護情報連携システム

個人情報取扱規約

一般社団法人高知医療介護連携システム（以下「当法人」）が運営する高知医療・介護情報連携システム（以下「当システム」）を利用する全ての事業所及び職員は、個人情報保護に関する法、基本方針、規則、関連指針を遵守します。当法人は、それらに基づいた規約として「高知医療・介護情報連携システム個人情報取扱規約」（以下「本規約」）を定め、当システムに参加同意する患者・利用者の個人情報を適正に管理します。また、個人情報保護に関する法令等の改正に応じて定期的に本規約を見直し、適正な管理の継続を図ります。

（目的）

第1条 本規約は、当法人が提供する当システムの運営・利用における個人情報保護について必要な事業を定めるものです。

（用語の定義）

第2条 本規約における用語の定義を以下に定める

用語	説明
本規約	「高知医療・介護情報連携システム個人情報取扱規約」を指す。
当法人	「一般社団法人高知医療介護連携システム」を指す。
事務局	「一般社団法人高知医療介護連携システム内に、高知医療・介護情報連携システムの運用を目的として設置された事務局業務を行う部署」を指す。
当システム	「高知医療・介護情報連携システム」を指す。
当システムを利用する医療・介護等事業所	「当システムを利用する病院、一般診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション、居宅介護支援事業所、居宅サービス・施設サービス・地域密着型サービス等の介護サービス提供事業所、福祉サービス提供事業所、行政（地域包括支援センター、福祉保健所等）、職能団体等」を指す
当システムを利用する全ての事業所	「一般社団法人高知医療介護連携システム、当システムを利用する医療機関・介護事業所等、運用保守サービス事業者を含む、当システムを利用する全ての事業所」を指す。
参加同意者	「当システムに参加し、自身の個人情報の登録について同意した患者及び利用者」を指す。
事業所責任者	「当システムを利用する医療・介護等事業所において、事業所及び職員による個人情報の取扱いの管理、当システムを利用する職員や使用する機器の管理について責任を負う担当者」を指す。

(個人情報の利用目的)

第3条 当法人、当システムを利用する医療・介護等事業所及び職員は、収集した個人情報を以下の各号に定める目的のために利用します。

- (1) 当システムを利用する医療・介護等事業所及び職員が、当システムへの参加を同意した患者・利用者（以下「参加同意者」）の医療・介護等の情報を共有のうえ、連携してより良い医療や介護サービス等を提供するため
- (2) 災害や救急等の緊急時に、搬送先・受入先施設に医療・介護等の情報を提供し、救命救急や診療の継続に活用するため
- (3) 当システムの利用動向の把握により当システムのより良い活用方法の研究開発と、安全かつ円滑な運営管理に役立てるため

2 当法人は、収集した個人情報を第1項で定める利用目的以外で利用する場合は、参加同意者へ事前に通知するとともに必要に応じて説明し同意を得ます。

3 当法人は、第1項で定める利用目的を変更する場合は、参加同意者へ事前に通知するとともに変更内容を公表し、参加同意者が参加同意の撤回を判断する猶予期間を設けます。

(収集する個人情報)

第4条 当法人は、当システムにおいて以下の各号に定める参加同意者の個人情報を収集します。

- (1) 氏名、性別、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、医療保険及び介護保険の保険者及び被保険者を識別する記号・番号、カルテ番号や診察券番号等の各施設で個人を識別する符号
- (2) 病名、処方、処置、注射、検体検査結果、検査画像、入退院情報、患者基本情報、アレルギー情報
- (3) 退院時要約、検査所見、読影所見、診療情報提供書及び返書、地域連携パス
- (4) 訪問診療記録、訪問看護記録、サービス提供計画、サービス提供記録、バイタル、ADL、フェイスシート、生活状況、介護上の必要な情報
- (5) その他のより良い医療・介護サービスを提供するために複数の事業所間で共有が必要な情報

2 当法人は、当システムの参加事業所から第三者提供を受け、個人情報を収集します。また、参加同意及び撤回における手続きでは、本人、若しくは代理人から個人情報を収集します。

3 代理人の代諾による参加同意の場合、代理人の氏名、本人との続柄、電話番号等の連絡先を個人情報として収集します。

(個人情報の利用範囲)

第5条 取得した個人情報は、当システムを利用する医療・介護等事業所及び職員によって参照されます。

2 個人情報は参加同意者が同意した参加事業所で共有されます。

3 参加事業所が当システムから脱退した場合、脱退時点で個人情報の共有を停止します。当法人は、脱退した事業所が当システムの利用による個人情報の参照をできなくなる措置を取ります。

4 当法人は、最新の参加事業所一覧を当システム上及びホームページ等で公表します。

(利用者の限定)

第6条 取得した個人情報の利用者は、当法人の職員、当法人内に設置されたシステム運営事務局

(以下「事務局」)で業務を行う者、当システムを利用する医療・介護等事業所の職員のうち、当システムの利用にあたり、「高知医療・介護情報連携システム利用規約」及び本規約を遵守することに同意した者に限定します。

(個人情報取扱いの委託)

第7条 当システムの運営上、当法人が必要と判断した場合、運用保守サービス事業者個人情報取扱いの一部を委託します。

- 2 運用保守サービス事業者は運用保守サービス提供の目的の範囲でのみ、個人情報を利用します。
- 3 運用保守サービス事業者および職員は、個人情報保護に関する法、基本方針、規則、関連指針、「高知医療・介護情報連携システム利用規約」及び本規約を遵守しなければならない。
- 4 個人情報の取扱いの一部を委託する場合、当法人は個人情報の安全管理が図られるよう、委託先を厳正に調査及び選定し、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

(安全管理措置、従業者の監督)

第8条 当法人、当システムを利用する医療・介護等事業所、運用保守サービス事業者等を含む当システムを利用するすべての事業所(以下「当システムを利用するすべて事業所」)の職員は、事業所の在職中、及び退職後においても、当システムを利用して知り得た個人情報を含む参加同意者の個人情報に関して、個人情報保護に関する法令等、及び守秘義務に関する法令等(刑法、関係資格法、介護保険法等)の規定を遵守しなければならない、秘密保持義務を負うものとします。

- 2 当システムを利用するすべて事業所の職員は、個人情報の取扱いに十分な注意を払い、本規約に定める目的以外に利用してはならない。
- 3 当システムを利用するすべて事業所の職員は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止、その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 4 当システムを利用するすべて事業所は、その職員に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 5 当システムを利用するすべて事業所は、個人情報の取扱いについて管理する事業所責任者を設置し適切な運営体制を整えなければならない。

(個人情報の正確性の確保)

第9条 当システムを利用するすべて事業所及び職員は、当システムで取り扱う医療・介護等に関する情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

(個人情報の第三者提供)

第10条 当システムで取扱う個人情報の第三者提供は、以下の各号に定めるところに基づいて行います。

- (1) 本人の同意がある場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 参加者本人または第三者の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、参加者本人の同意を得ることが困難な場合

- (4) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、参加者本人の同意を得ることが困難な場合
- (5) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、参加者本人の同意を得ることにより当該業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

(匿名加工情報の利用)

第 11 条 当法人は、当システムが取扱う医療・介護等に関する個人情報を、個人を特定できないように加工した上で、当法人、第三者、または当法人と第三者が共同して行う研究・調査等に二次利用する場合があります。

2 当法人が匿名加工情報を取扱う場合、その目的、情報の項目、提供先、提供日時等を公表します。

(取得した個人情報の位置づけ)

第 12 条 当システムで取扱う医療・介護等に関する情報は、医師法第 24 条に定義される診療情報ではありません。診療情報は各施設の保有する情報のことであり、当システムで取扱う情報は「事業所から複製として提供された参考情報」と位置付けます。

(自己情報の開示請求)

第 13 条 参加同意者は、当システムで取扱う自身の個人情報の開示、訂正及び利用停止などを求めることができます。開示等の請求や手続きについては当法人（事務局）で行います。

2 参加同意者から開示等の請求があった場合、請求される方が参加同意者本人であることを確認するため、本人確認書類の提示や提出をお願いする場合があります。

3 当システムを利用する医療機関等の診断・処方・検査結果等の診療情報の開示を求める場合は、医療機関等へ直接開示請求を行うように参加同意者に説明してください。

(緊急時対応)

第 14 条 当法人は、個人情報の漏洩の事案の発生またはそのおそれを認識した場合、以下の各号の対応措置を講ずるものとします。

- (1) 事業所責任者への緊急連絡
- (2) 実態把握のための調査
- (3) 事故の影響範囲拡大防止のための応急措置
- (4) 関係機関への報告
- (5) 原因調査、及び再発防止策の実施と公表
- (6) 必要に応じた関係者の処罰
- (7) 監査の実施

(免責事項)

第 15 条 当法人、当システムを利用する医療・介護等事業所、運用保守サービス事業者は、以下の各号について、責任を負いません。

- (1) 当システムを利用する医療・介護等事業所の職員が当システムを利用したこと、または利用できなかったことにより職員に発生した損害、及びこれにより参加同意者、第三者に与えた損害
- (2) 当システムの停止、中止等により発生した当システムを利用する医療・介護等事業所の職員の損害、及びこれにより参加同意者、第三者に与えた損害

(本規約の変更)

第 16 条 当法人は、本規約に特に定めのない場合、参加同意者への事前の通知を行うことなく、本規約を変更することができるものとします。

2 当法人は、規約変更後に変更内容を以下の各号何れか一つ以上の方法で通知します。参加同意者が参加同意を継続される限り、変更後の規約に同意されたものとみなします。

- (1) 高知医療・介護情報連携システムのホームページでの掲示
- (2) 参加事業所での文書の掲示
- (3) 文書の配布、郵送等

(問い合わせ窓口及び苦情解決の申し出先)

第 17 条 問い合わせ及び苦情を受け付ける相談窓口を設置します。相談窓口は事務局とします。

「一般社団法人高知医療・介護連携システム 事務局」

高知県南国市岡豊町小蓮（高知大学医学部公衆衛生学教室内）電話番号 088-880-2616

代表理事 寺田茂雄

(管轄裁判所)

第 18 条 当システムの利用に関して当システムを利用する医療・介護等事業所と当法人の間に生ずるすべての紛争については、当法人の所在地を管轄する地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は、令和元年 7 月 1 日から適用します。

以上、初版 令和元年 7 月 1 日制定